

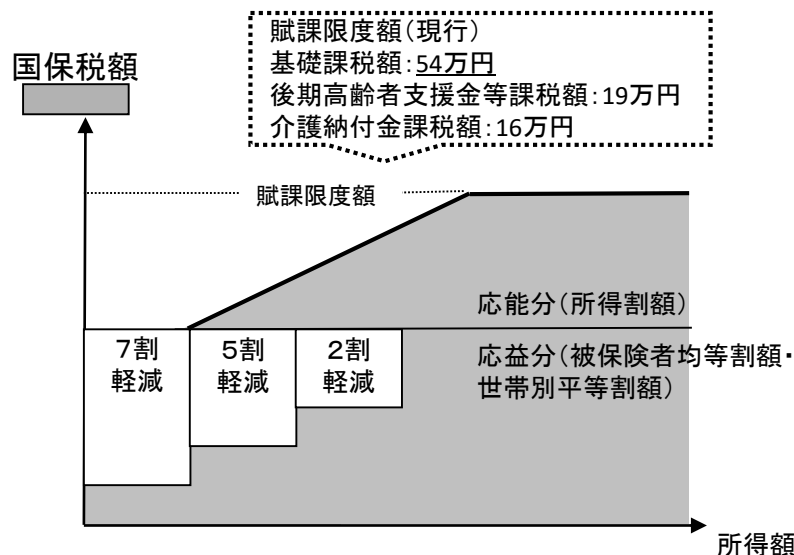
I 国民健康保険税の基礎課税額に係る賦課限度額を現行の「54万円」から「**58万円**」に引き上げる。

II 国民健康保険税の法定軽減(※1)について、

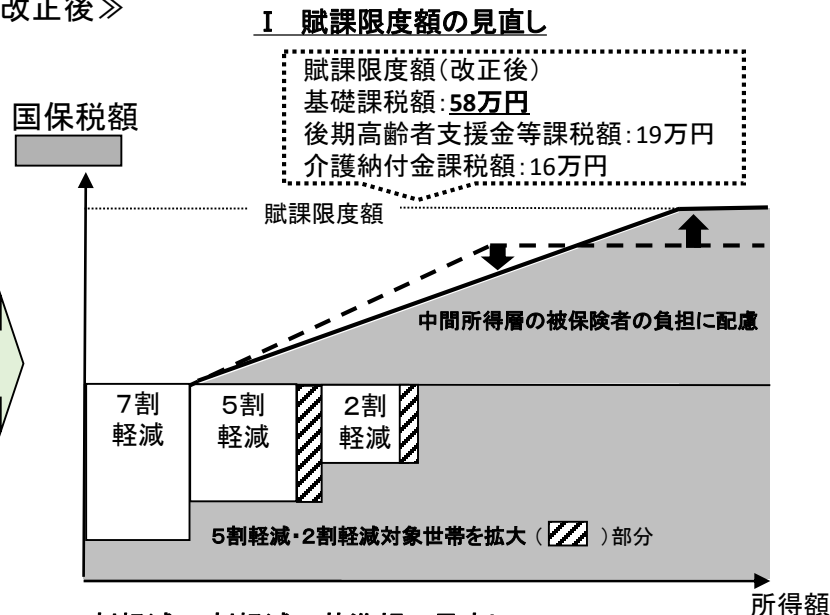
- ① 5割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の「27万円」から「**27.5万円**」に引き上げる。
- ② 2割軽減対象世帯の軽減判定所得の算定において被保険者の数に乘すべき金額を現行の「49万円」から「**50万円**」に引き上げる。

※地方税法施行令の一部改正(予定)

《現行》



《改正後》



II 5割軽減・2割軽減の基準額の見直し

■ 法定軽減判定所得(現行)

- ・7割軽減=33万円(基礎控除額)以下
- ・5割軽減  
=33万円+27万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数(※2))以下
- ・2割軽減  
=33万円+49万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

■ 法定軽減判定所得(改正後)

- ① 5割軽減  
=33万円+27.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下
- ② 2割軽減  
=33万円+50万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数)以下

(※1) 法定軽減とは、世帯主及び国保加入者の総所得金額が一定金額以下の場合、国民健康保険税の応益分である被保険者均等割額及び世帯別平等割額を7割・5割・2割軽減する措置

(※2) 特定同一世帯所属者とは、国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行した者でかつ後期高齢者医療制度へ移行した後も継続して移行時と同一の世帯に属する者